

厚生労働大臣の定める掲示事項

I 入院基本料について

当病棟では、1日平均15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。（平均患者数は、35名です）

時 間 帯	看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数
朝 8時30分から夕方16時30分迄	5人以内
夕方16時30分から翌朝 8時30分迄	18人以内

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III 個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にご旨お申し出ください。

IV 当院では、北海道厚生局長に下記の届け出を行っております。

記

1) 入院時食事療養（I）に係る食事療養について

当院は、「入院時食事療養（I）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

●入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養費の標準負担額について（１食に付）

区 分（対象者）		金 額
一 般 （例外１）指定難病患者・小児慢性特定疾患児童等		510円 300円
市町村民税非課税世帯等 （低所得者Ⅱ）70歳未満	過去１年の入院期間が90日以下	240円
	過去１年の入院期間が91日以上	190円
市町村民税非課税世帯等（低所得者Ⅰ）70歳以上		110円

２）基本診療科の施設基準等に係る届出について

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料６）
- 地域包括ケア入院医療管理料１（看護職員配置加算）
- 療養環境加算 ●認知症ケア加算３ ●後発医薬品使用体制加算１
- 診療録管理体制加算３ ●データ提出加算１のロ ●患者サポート体制充実加算
- 機能強化加算（初診料）●救急医療管理加算 ●せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 医療安全対策加算２ ●感染対策向上加算３ ●協力対象施設入所者入院加算

３）特掲診療科の施設基準等に係る届出について

- 在宅療養支援病院〔別添１の「第１４の２」の１の（１）に規定する〕
- 地域包括診療料２ ●在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料 ●検体検査管理加算（Ⅱ） ●電子的診療情報評価料
- ＣＴ撮影 ロ（１６列以上６４列未満のマルチスライス型の機器による場合）
- 遠隔画像診断（送信側） ●がん性疼痛緩和指導管理料 ●がん治療連携指導料
- ニコチン依存症管理料 ●脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅲ） ●呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 人工腎臓（慢性維持透析を行なった場合１） ●導入期加算１（人工腎臓）
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算（人工腎臓）
- 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ●入院ベースアップ評価料６１
- 看護職員処遇改善評価料４５

４）手術件数の掲示が必要な手術の実績について

当院では、手術についての施設基準の届出はしておりませんので実績はありません。

（令和6年1月1日から令和6年12月31日）

V 保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書・その他につきまして、「別掲の料金表」に基づき利用者の希望によりその利用に応じた実費の負担をお願いしています。

VI 保険外併用療養費（選定療養費）に関する事項

◆特別療養環境の提供

個室等をご利用の方は、診療費の他に下記料金（1日につき）を加算させていただきます。

種 類	料 金	部屋番号	主な設備/備品
個 室 (1人)	2,000円	301号・302号・303号 305号・306号・307号	床頭台（有料テレビ・冷蔵庫・簡易金庫）トイ シ・シャワー室・洗面台・小机等及び椅子 ・衣服収納タンス
2床室 (2人)	1,000円	308号・310号	床頭台（有料テレビ・冷蔵庫・簡易金庫）トイ シ・洗面台・小机等及び椅子

◆入院期間が180日を超える入院に係る特別料金

厚生労働大臣の定めるところにより、一般病棟に長期間入院されている方の入院料が一部保険給付から外され、特別な料金が徴収できる制度になっています。

・1日 2,000円

◆規定する回数を超えて受けたリハビリテーション料の特別料金

診療の名称		回数	金額
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）		1回	1,000円
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から60日を経過した要介護被保険者等	1回	900円
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を経過した要介護被保険者等	1回	540円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）		1回	770円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から40日を経過した要介護被保険者等	1回	690円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から120日を経過した要介護被保険者等	1回	410円
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）		1回	850円
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から50日を経過した要介護被保険者等	1回	770円
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を経過した要介護被保険者等	1回	460円
呼吸器リハビリテーション（Ⅱ）		1回	850円

これにより当病院では、該当する患者様に上記の金額を請求させていただきます。
特別料金を請求させていただく患者様には、事前に説明し同意して頂きます。
ご不明な点については、お気軽に会計窓口までお問い合わせください。